

令和2年度第12回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年3月3日(木) 午前9時30分から
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

- 議案第83号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第84号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第85号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第86号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第87号 非農地交付申請について
- 議案第88号 農用地利用集積計画について
- 議案第89号 農用地利用配分計画案について
- 議案第90号 「農地等利用の最適化に関する指針(案)」について

報告

- 報告第53号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第54号 現況証明願について
- 報告第55号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第56号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について
- 報告第57号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について
- 報告第58号 令和2年岡崎市の賃借料情報について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、8番 鈴木 要、
10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、
16番 羽根田 正志、19番 鈴木 泰孝

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、
9番 近藤 健次、12番 大竹 博久、14番 内藤 六市、17番 片岡 幸雄、
18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、
32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、
36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平
農務課 主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め28名、出席は農業委員10名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは8番の鈴木 要委員と10番の成田 恭淑委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第83号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った。併せて申請番号44までについて取り下げがあった旨を説明。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若) 委員：45番 調査日令和3年3月1日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。今回の議案は申請地の近所に宅地を買い、引っ越しをされた譲受人が申請地である農地を取得して耕作していきたいというものです。現在、田として栽培していますが、今回の申請地の農地を譲り受けて畑として耕作していきたいとのこと。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸し農地が無く、また本人の耕作意欲も強く、問題等ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：46番 調査日令和3年2月27日。この議案は兄の農地を弟が譲り受けて耕作していきたいというものです。本人は高齢ですが農業に意欲があります。また申請地は自宅から50m程の距離で、地域農業への影響等もありません。農業機械も一式揃っています。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：47番 調査日令和3年2月24日。今回の議案は譲受人が経営規模の拡大のために自身の耕作する農地の隣地を取得したいというものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地及び貸付農地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのこと。

よって、調査員総合意見としては可となっております。

鈴木(要) 委員：48番について調査員の川澄委員が本日欠席されているため、8番の鈴木要が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は2月28日となっております。この申請は、譲渡人が申請地を耕作意欲がなく、今後耕作していくことができないため現在申請地の耕作をしている譲受人に所有権を移転したいものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

鈴木(泰) 委員：49番、50番について調査員の拙委員が本日欠席されているため、19番の鈴木泰孝が代わりに調査内容を発表させていただきます。

49番 調査年月日は2月19日となっております。この申請は、譲渡人が申請地を相続したが、遠方に住んでおり今後耕作していくことができないため、申請地の隣地で居住する予定の譲受人に所有権を移転したいものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人は現在、愛知県立農業大学校に通っており今春卒業予定となっております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

50番 調査年月日は2月25日となっております。この申請は、譲渡人の夫が亡くなり申請地を管理することができなくなったため、現在、申請地で耕作をしている譲受人に所有権を移転したいものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

加藤(健)：申請番号49番について質問させていただきます。譲受人の方は全くの新規の方ということでよろしかったでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりで、今年度農業大学校を卒業されて新規で始められる方です。

加藤(健)：新規の方を皆さんでバックアップして、今後も継続的に就農していただけるとありがたいと思います。また引き続きよろしくお願いいたします。

会長：その他に御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(異議なし)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 84 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(健) 委員：10 番 調査日令和 3 年 3 月 2 日。本申請は孫の分家住宅を建てる敷地を調査したところ住宅の一部が申請地に越境していることが判明し、また既存の農業用倉庫が許可を得ず建築していたため、是正したいというものです。現地を調査したところ既存の建物が建っておりましたので本人へ確認したところ、許可が必要なことを知らなかったということで始末書を添付して今回申請されています。転用の必要性、妥当性、確実性は適。また、現地調査をしましたが被害防除処置、用排水関係、その他問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

鈴木(泰) 委員：11 番 調査日令和 3 年 2 月 24 日。本申請は現在家族 4 人で生活していますが、敷地内に駐車場がないため申請地を駐車場として利用したいというものです。一部駐車場としてすでに利用されているため始末書が添付されています。申請内容及び現地調査の結果、転用による地域農業の影響や、被害防除処置、用排水関係も問題ないことを確認しています。その他問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 85 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った。)

石川 委員：108番 調査日令和3年2月26日。この議案は現在、近傍地で残土処分による一時転用を行っている申請者が、残土が予定より多く発生したため申請地を残土処分場として利用したいということで申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は荒廃農地ですが、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないことは周辺の耕作者に聞き取りして確認しています。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

109番 調査日令和3年2月28日。この議案は建築板金業を営んでいる譲受人が、現在利用している資材置場を撤去しなければいけなくなったため、申請地を資材置場として利用したいということで申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は近くの農業の方の駐車場として利用されていますが、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないことは周辺の耕作者に聞き取りして確認しています。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

成田 委員：110番 調査日令和3年2月28日。この議案は名古屋大学の外科医師をしている譲受人が、独立して申請地に診療所を開業したいという申請になります。申請地の状況は不耕作地です。本申請地は過去に一度農地転用の許可を得て、建物を建てましたが、申請と違う建物を建築したため、許可を取消し、取り壊しをした経緯があります。今回改めて本申請地の転用の申請が出されました。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響、用排水関係、被害防除措置等に問題がないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

加藤(健) 委員：111番 調査日令和3年3月2日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、現在夫婦で実家に同居している譲受人が、結婚後家財が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。譲渡人の農地の一部を住居の進入路として使用していたため、始末書が添付されています。周辺の農家への聞き取りにより転用による地域農業等への影響はないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

鈴木(泰) 委員：112番 調査年月日は令和3年2月26日。この申請は、譲受人が分家住宅を建築した際に、申請地を進入路として利用してきたため是正したいということで申請されたものです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点は特にありません。よって、調査員総合意見としては可となっております。

113番 調査日令和3年2月26日。この申請は、車を2台所有している譲受人が駐車場として申請地を利用してきたため是正したいものです。申請地の状況は平成29年より駐車場となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用

による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

保田 委員：申請番号 114 番 調査員の中野委員が本日欠席されているため、11 番の保田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 2 月 26 日となっております。この申請は、父親が所有する農地を譲受人である娘夫婦が借り受けて、夫婦で住むための分家住宅を建築するものです。申請地は土地改良事業で分家用地として換地がされた土地であり、現況は畑で申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

二村 委員：申請番号 115 番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15 番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 2 月 26 日となっております。この申請は、父親が所有する農地を譲受人である息子夫婦が借り受けて、分家住宅を建築するものです。申請地の現況は畑の一部に倉庫が建ち、本家に入出入りするための通路として利用している状況であったため、始末書が添付されています。本家に入出入りするための通路は、本家敷地内の建物を取り壊し、今後は申請地西側の道路から出入りする形に是正するとのことです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

鈴木(泰) 委員：申請番号 116 番、117 番 調査員の三浦委員が本日欠席されているため、19 番の鈴木泰孝が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 2 月 24 日となっております。この申請は、譲受人が残土処分場所を探していたところ、道路と高低差があり耕作しにくいいため、申請地に残土処分をして嵩上げするものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

申請番号 117 番 調査年月日は令和 3 年 2 月 25 日となっております。この申請は、太陽光発電事業を行っている譲受人が事業拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：108番について質問です。108番の申請地は先月の総会で農地法3条の許可を得て、農地所有適格法人として取得した土地でしょうか。また、110番について以前に問題となった土地だと思うのですが、現在は問題はないのでしょうか。

事務局：110番についてですが、4年程前に農地転用の許可を得ましたが、建築物に問題があったことから転用許可の取り消しをし、更地に復旧したため、現状については農業委員会として農地の取扱いになっています。今回の申請につきましては、前回の許可を取った方とは全く別の方で申請されていますので通常通り受付をしたという形になります。

108番については、酒井委員がおっしゃるとおり先月総会で許可を得て取得した農地です。写真をご覧いただくと分かるように申請地の一部が低くなっており、その低くなった箇所に土を入れ、耕作の利便性を良くするために行うものです。

酒井（功）委員：108番の農地について、今後もきちんと農地として管理されるように確認をお願いします。

会長：他にご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号108番については転用面積が3,000㎡を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。次に議案第86号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って1件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

二村 委員：15番。調査年月日は令和3年2月28日。この申請は農業を営んでいた被相続人から申請地の農地を相続し、自作を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について農地の相続人が耕作を行っていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては、可とします。

以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。許可するものとします。次に議案第 87 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請ついて、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

柴田(若) 委員：18 番。調査年月日は令和 3 年 3 月 1 日。平成 11 年の圃場整備により整備された水路が出来てしまったため、畑に行き来出来なくなったということでそのまま農地としての利用をしなくなり、山林化したということです。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地確認の結果、当該申請地は大型農業機械でも立ち入りできるような状態ではなく、人が入るのも困難であり農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

19 番 本日杉浦委員が欠席されているため代わりに 5 番の柴田が調査内容を発表させていただきます。現地で確認した所、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 88 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 89 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 90 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：議案第 90 号 「農地利用等の最適化に関する指針(案)について委員の皆様には、事前に資料を配布し、ご意見等を提出いただきました。1の「遊休農地の発生防止・解消について」から3「新規参入の促進」まで、それぞれの項目の目標と推進方法を記載しています。内容は以前にお配りしたものと変更はありません。続きまして、委員の方からいただいたご意見についてです。「2担い手への農地の集積」に関しては、「各地区で優良事例を作り推進していく」とのご意見がありました。各地区の事例紹介など、地区の活動の参考となるような機会を考えていきたいと思っております。「3新規参入の促進」について、促進目標の5経営体で1.0 ha が、現状の3経営体2.8 ha より面積の目標が低いことについて、根拠はあるのかとのご意見をいただきました。平成31年度では、取得面積が大きい経営体があったため、実績として2.8 ha となりました。目標の1.0 ha については、過去の取得面積のおおよその平均数値から算出しています。また、新規参入者について、賃貸借契約等で農地を取得された方が、貸し手の事情で解約等になった場合困ってしまう、特に施設栽培など、長期での借り受けを希望される方もいるので、将来にわたって、安心して農業経営ができる貸借方法の対策

がないでしょうか、とのご意見もいただいております。こちらについては、県及び市、JA、中間管理機構との協議で、どのような方法が可能であるか検討しているところです。指針についての説明は以上です、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井(功) 委員：新規参入者を伸ばしていくことが必要な中で、参入面積が増えていくように全体でしっかりと活動し、岡崎市の農業がより良くなるよう事務局含めて全体で取り組んでいっていただきたいと思います。

加藤(健) 委員：毎年少しずつ新規参入者がいると思いますが、その参入者の定着状況はいかがなものでしょうか。

事務局：昨年一件ナス農家の方が辞めてしまったと聞きましたが、その他の方は営農拡大をされながら進めている方が多いと確認しています。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について | 18件 |
| 現況証明願について | 2件 |
| 農地の転用のための届出の受理について | 11件 |
| 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 20件 |
| 農地転用許可後の事業計画変更の承認について | 3件 |
| 令和2年岡崎市の賃借料情報について | |

(農業委員会は、農地法第52条に基づき農地の賃貸借に関する情報を毎年集計し公表しています。この報告は、令和2年1月から12月までの間に新規設定または更新された農地法第3条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による利用権設定について、賃貸借の件数及び賃借料を集計して公表するものです。なお畑の賃借料は件数が少ないため公表せず、水稻の賃借料のみ公表対象としています。)

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 35 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（ 8 番 ）

岡崎市農業委員会委員（ 10 番 ）